

平成28年度 第6回 八千浦区地域協議会

次 第

日時：平成28年10月24日（月）午後6時30分～

会場：八千浦交流館はまぐみ 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

①自主的審議事項について

②地域協議会又は地域活動支援事業に係る意見・課題及び改善策等について

4 その他

・委員研修について

・第7回地域協議会の開催について

 月 日（ ）午後 時 分～ 八千浦交流館はまぐみ

第3回地域協議会で出された意見一覧

資料No.1

| No. | 分類 | 項目 | 内容 |
|-----|-------------|-------------|---|
| 1 | 跨線橋の管理 | 草刈について | <p>(西ヶ窪浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までは1世帯につき1人参加し、第二日曜日に草刈を行っていたが、今年から2か月に1回に変更になった。ボランティアの方も高齢者が多く、「年齢制限を設けたほうが良い」という話が出ている。 <p>(夷浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈はボランティアの人が行っている <p>(遊光寺浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面は市が行っているが、側面は個々で行っている。できれば側面も市で対応してもらいたい。 <p>(荒浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までは草刈を実施していたが、危険を伴うので、町内会単位で市へ要望したり、業者へ委託したりしている。 <p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町内で対応が異なるため、地域協議会で取り上げ、一律にし、市へ要望する方向で議論を進めたらどうか。 |
| | | 安全対策について | <p>(夷浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路として使っているが、法面の階段が急であり、木も多い。通学路として正式に指定されているのか。 |
| 2 | 学童の登下校の安全対策 | 登下校の見守りについて | <p>(西ヶ窪浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの人が迎えに行っている。 <p>(夷浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの人が学校の門まで迎えに行っている。 <p>(荒浜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跨線橋の場所に、最終的に子どもが集まるため、必ず見守りに行っている。路面の色を変えて安全対策をしている。 <p>(黒井)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童が横断するのに信号機がないところは見守りを行っている。 <p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの方々も高齢であり、続けるにも限界がある。 ・現状として、親世代が勤務している世帯が多いので、祖父母世代が見守りを行うことになる。 |

| No. | 分類 | 項目 | 内容 |
|-----|----------|---------------------|---|
| 3 | 周回道路 | 安全対策について | ・南側周回道路について、南荒浜の一部だけ側溝が付いていない。S字カーブとなっており、危険である。冬場に2件事故があった。 |
| 4 | 海岸 | 海岸線の道路について | ・車の通行について、かなりのスピードを出して走っているのが危険である。 |
| | | ごみ問題について | ・キャンプが禁止されているにも関わらず、県外からの来訪者はバーベキュー等を行っている。来訪者が捨てていくごみや漂着するごみ、釣り人が捨てていくごみなどで、海岸が汚れている。どこの管轄かわからないが、補助を出してもらいたい。 |
| 5 | 地域活動支援事業 | 区内外で構成するメンバーに対する扱い方 | ・構成員に八千浦区以外の住民が含まれる場合の取扱い方をどうするか。 |
| 6 | 文化・史跡 | 文化・史跡の発掘 | ・八千浦区全体の石碑や歌碑等をどこかで集約できないだろうか。 |

地域協議会に係る意見等について

昨年、「地域協議会の一層の活性化に向けた見直し」の内容を説明するため、各地域協議会へ伺った際にいただいた、地域協議会の運用等に係る主なご意見と、それに対する市の考えをまとめました。

| いただいたご意見 | 市の考え |
|---|--|
| <p>より多くの人から参画してもらうには、報酬が必要なのではないかと。費用弁償の額を見直してはどうか。</p> | <p>地域協議会委員の報酬については、平成 15 年 11 月の第 27 次地方制度調査会の答申において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。」とされたことを踏まえ、地方自治法第 202 条の 5 第 5 項に、「地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」と規定されており、また、国会においても、「原則として無報酬とするよう周知すること。」との附帯決議がなされています。</p> <p>市ではこの考え方を重くとらえ、無報酬としているものです。</p> <p>また、費用弁償の 1,200 円は、会議出席の 1 回分と、地域での情報収集等のための活動費用 1 回分のあわせて 2 回分として計算した金額であり、この額を見直すことは考えていません。</p> |
| <p>委員が活動しやすくなるように政務調査費のようなものが必要なのではないかと。</p> | <p>平成 27 年度から一部費用弁償の支払い対象の拡大や、消耗品費の用途拡大などを行っており、少しでも活動に見合った形にできるよう環境を整えているところです。</p> |
| <p>4 年という任期は長いのではないかと。</p> | <p>検証を行うに当たり地域協議会から 4 年は長いのご意見と、2 年ではわからないままに終わってしまうというご意見をいただきましたが、検証会議の中では 4 年でよいのではないかとのご意見でした。</p> <p>また、公募公選制をとっている以上、選挙を想定した動きをしなければならず、これまでは市議会議員の選挙に合わせて準備をしてきたため目立ちませんでしたが、サイクルを変えて単独で実施するとなると相当な経費がかかることになってしまうこともあり、今は見直す予定はありません。</p> |

(裏面あり)

| いただいたご意見 | 市の考え |
|---|---|
| <p>地域に存在を認識してもらうには、地域協議会へ地域のことを決定する権限を与えるべきではないか。</p> | <p>市長と議会の関係の中で、議会の議決により決定してもらうという自治体のルール上、地域協議会に決定権を与えることはできません。</p> <p>地域自治区制度は、その中で市長が政策をつくるときに、いかに地域の意向を反映するか、その手段の一つとしてできた制度です。</p> |

地域活動支援事業に係る課題等について

地域活動支援事業に係る課題及び改善策等について報告をお願いしたところですが、報告いただいた案件は、これまでも市の考え方を示させていただいたものがほとんどでありますことから、制度の見直しは行わず、平成 28 年度も今年度と同様に実施することとします。

なお、いただいたご意見に対する市の考え方は、下記のとおりです。

| いただいたご意見（課題内容、改善策） | 市の方針 |
|---|--|
| <p>区の実情に応じて、市が行う事業を実施できるようにしてはどうか。</p> | <p>市が行う事業は、本来、市が計画的に実施すべき事業であり、地域に配分した予算を充てるべきではないとの意見があったことを踏まえ、廃止したものです。市に対して事業の実施を求めるのであれば、意見書をいただいたり、地域を元気にするために必要な提案事業を活用していただくなど、地域活動支援事業の予算の中で実施せずとも、それに代わる制度がありますので、それらの活用をお願いします。</p> |
| <p>残額を次年度に繰り越せるようにできないか。</p> | <p>予算の繰り越しは、予算の単年度主義という観点から廃止した経緯があり、それを復活させることは考えておりません。</p> |
| <p>防犯灯の LED 化の取り扱いが区により異なっているが、市の補助制度が新たに設けられたことを考慮し、統一した基準を設ける必要があるのではないか。</p> | <p>防犯灯の LED 化や防災資機材の整備の推進など、当該事業に係る他の助成制度がある場合、その制度と地域活動支援事業のいずれを選択するかは、地域の実情によって状況が異なることから、それぞれの地域協議会の判断に委ねているものです。</p> |
| <p>二次募集、三次募集を行ってまで予算を消化しているのは、周囲から見たときに、税金の無駄使いに見える。追加募集は廃止すべきではないか。</p> | <p>4 月早々に行っている当初募集の段階では企画がまとまっていなかったため提案できなかった事業が、2 次、3 次募集があることにより提案できるようになるなどのメリットがあり、追加募集を行うかどうかは地域の実情に応じて判断いただくことが適当と考えます。</p> |
| <p>数年に渡り連続して多額に予算が残る自治区の翌年度の配分額を減額し、その分を恒常的に配分額が不足している自治区に再配分してはどうか。</p> | <p>提案件数や残額はその年により状況が違い、また、残額の配分をすべき区が複数存在した場合の配分方法など、すべての区が納得する形での再配分は困難であると考えます。</p> |

(裏面あり)

| いただいたご意見（課題内容、改善策） | 市の方針 |
|--|---|
| <p>平成 28 年度の審査は改選後の委員が行うことになる。審査しやすいように、各審査項目の判断基準などを明確にしてもらいたい。</p> | <p>現在の委員の皆さんの判断基準を、総合事務所やまちづくりセンターが確実に新委員に継承できるように取り組みます。</p> |
| <p>地域活動支援事業の在り方について、再考する時期にきているのではないかと。</p> | <p>平成 27 年度の状況として、配分額を残す区があることは確かでありますが、提案件数は増えており、需要がなくなっているものではないと考えています。いずれ再考すべきときはくるものとは思いますが、現時点では時期尚早と考えます。</p> |
| <p>地域活動支援事業が広く市民に知られていない。活用方法を知らない団体が多いのではないかと。提案団体が固定化されてきており、若者・女性が少なく、偏りがある。新規の提案団体を増やす取組みが必要である。</p> | <p>制度の全体的な P R は、自治・地域振興課が行ってまいりますが、各区におけるきめ細やかな P R は、総合事務所やまちづくりセンターが、地域の実状に合わせて充実させていくべきものと考えております。</p> |

委員研修の実施について

- 1 視 察 日 11月21日(月)
午前11時00分から午後2時30分頃まで
- 2 視 察 先 陸上自衛隊高田駐屯地
- 3 視 察 内 容 災害時の救援活動等に関する理解を深めることを目的とし、施設及び装備品等の見学、並びに隊員からの説明を聴講する。
- 4 視 察 行 程 (八千浦交流館はまぐみ11:00集合)
11:00 八千浦交流館はまぐみ集合・出発 → 11:25 高田駐屯地着 →
11:30~14:00 高田駐屯地内見学(昼食含む) → 14:05 高田駐屯地出発 →
14:30 八千浦交流館はまぐみ到着・解散
※時間は変更になる場合があります。
- 5 そ の 他 視察研修の参加の有無について、別紙にて11月7日(月)正午までに北部まちづくりセンターへご報告ください。

北部まちづくりセンター行き（FAX：531-1338）

11月7日（月）正午までに出欠を報告ください。
（FAXの場合はそのまま送信ください）

委員研修参加申込書

11/21（月）の八千浦区地域協議会視察研修に

参加する

参加しない

どちらかに○を付けてください

八千浦区地域協議会

委員氏名
